

# 第50回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

## 【事業報告】

業務の適正を確保するための体制  
内部統制システムの運用状況の概要  
会社の支配に関する基本方針  
剰余金の配当等の決定に関する方針

## 【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## 【計算書類】

貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

## 【監査報告書】

連結計算書類に係る会計監査報告  
計算書類に係る会計監査報告  
監査役会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を高め企業価値向上に資することを目的として、以下のとおり内部統制に関する体制の整備・充実を図っております。

### ① 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制

内部統制室を中心とした内部監査の実施、クイックレポート（注）などにより取締役、使用人が互いに牽制し、コーポレートガバナンスを充実させると共に、社長を最高責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、これらを推進しております。

### ② 業務の適正を確保するための体制

#### イ. 情報保存管理体制

取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に関する情報、資料などの管理については、「文書管理規程」などにより作成、保存、管理を行っております。

#### ロ. リスク管理体制

事業活動に潜在するリスクを設定し、危機管理委員会の各グループにて当該リスクの予防及び対策を検討し、危機管理に関する規程類の制定、見直し、教育、指導を行っております。また、緊急事態又はその恐れがある場合には、速やかに社長を委員長とする危機管理委員会を招集し、その対応に当たっております。

#### ハ. 効率的職務執行体制

原則として毎月第5営業日に定例の、また適宜必要に応じて取締役会を開催し、現状及び重要課題に関する議論を行い、中長期については予算会議等を通して計画の適正化を図る事で執行の効率化を図っております。なお、当社においては、時期を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役による決議を行います。

## ニ. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進委員会を設置し、事業活動に関連する法令、企業倫理、ドウシシヤグループ企業行動憲章、社員行動規範、社内規程などの遵守を確保するため、教育、研修を実施し、検証しております。

### ③ グループ会社の業務の適正を確保するための体制

連結経営を念頭に、関係会社管理規程や業務分掌などに基づき業務の適正化を図ると共に、当社での役員会開催など親密な意思疎通を図っております。

## イ. 子会社の情報管理体制

グループ全体での事業計画発表会開催や、当社での取締役会開催など親密な意思疎通を図っているほか、主要な議案については事前協議をし、子会社の取締役への報告事項を把握しております。また、当社の取締役会には子会社からの業績報告を含んでおります。

## ロ. 子会社のリスク管理体制

危機管理に関する規程類はグループ各社で共有しており、必要に応じて当社の危機管理委員会において、対策を協議する体制を構築しております。

## ハ. 子会社の効率的職務執行体制

子会社担当役員が職務の執行について、必要に応じて指導を行っております。また、中長期的には経営計画を当社がレビューし、その内容を精査、指導しております。

## ニ. 子会社のコンプライアンス体制

当社のコンプライアンス推進委員会で子会社の事業活動における法令、企業倫理、社内規程などの遵守を確認しており、教育、研修を実施しております。

#### ④ 監査役監査の体制

監査役は、監査方針に基づく監査事項、クイックレポートや内部通報に関する規程に基づく法令違反その他コンプライアンス上の事案について、適宜助言や是正勧告を行うなど内部統制が有効に機能するよう努めており、会社は以下の体制を整備しております。

##### イ. 監査役の補助使用者に関する事項

監査役は必要に応じて補助使用者を置く事が認められており、法務部及び内部統制室のメンバーが補助使用者として監査役及び監査役会の職務執行を補助しております。

##### ロ. 監査役の補助使用者の独立性に関する事項

監査役及び監査役会の職務を補佐する補助使用者の人事異動、報酬などについては事前相談などにより独立性を確保するような措置をとっております。

##### ハ. 監査役の補助使用者への指示の実効性に関する事項

監査役からの指示を受けた補助使用者は、適宜指示内容についての報告を監査役に実施しております。

##### ニ. 監査役への内部報告体制

当社及び子会社の取締役及び使用者は、当社及び子会社に著しい損害が発生する事実、又は法令・定款に違反する行為の恐れがあると知った場合もしくは監査役から報告を求められた場合、いずれも関係資料を開示し、その説明を行う事ができ、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用者に対して報告を求めることができます。

また、監査役がいつでも使用者作成のクイックレポートを閲覧できる体制を構築しております。

##### ホ. 監査役への報告者の保護体制

内部通報規則において、内部通報に関する情報も種類や相手先について制約することなく、また、通報者に不利益のある扱いをしないことを明示、徹底しております。

#### へ. 監査役の独任制に関する事項

監査役には、職務執行の必要に応じて必要な費用の前払い、精算が認められております。また、当社は、監査役の職務執行のため、一定額の予算を設けております。

#### ト. 監査役の実効性を担保するための体制

監査役は、四半期に一度、定期的にまた必要に応じて代表取締役、会計監査人と意見、情報交換を行うと共に、監査方針に基づく監査事項、クイックレポートや内部通報に関する規程に基づく法令違反その他コンプライアンス上の事案について、適宜助言や是正勧告を行っております。

(注) 業務改善情報を迅速に会社に報告するための当社独自の仕組みを指し、電子化されたワークフローシステムであります。

### 内部統制システムの運用状況の概要

#### ① 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制

内部統制室を中心とした内部監査、クイックレポートなどにより取締役、使用人が互いに牽制し、コーポレートガバナンスを充実させると共に、社長を最高責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、定期的に委員会を開催してコンプライアンスの遵守状況を評価、必要に応じて業務執行の見直し等を実施しております。

#### ② 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するため、当社では原則として毎月第5営業日に定例の、また適宜必要に応じて取締役会を開催し、現状及び重要課題に関する議論を行い、中長期については予算会議等を通して計画の適正化を図る事で執行の効率化を図っております。

また、定期的及び必要に応じて社長を委員長とする危機管理委員会を開催し、リスクの状況を評価し、必要に応じて業務執行の見直し等を実施しております。

③ グループ会社の業務の適正を確保するための体制

連結経営を念頭に、関係会社管理規程や業務分掌などに基づき業務の適正化を図ると共に、当社での役員会開催など親密な意思疎通を図っております。

また、コンプライアンス、リスク管理等の観点ではグループとして共通の上記枠組みで運用する事で、事業規模に関わらず親会社と同等の管理を実現しております。

④ 監査役監査の体制

監査役は、監査方針に基づく監査事項、クイックレポートや内部通報に関する規程に基づく法令違反その他コンプライアンス上の事案について、適宜助言や是正勧告を行うなど内部統制が有効に機能するよう努めており、独立性の高い内部統制室（内部監査部門）が監査役を補助する事で監査役監査の効率性、実効性を高めております。

## 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、毎期の業績・経営環境・経営基盤の強化と将来の新規事業展開に備えた内部留保などを総合的に勘案しながら、配当性向50%程度を目安とした利益還元の実施に努めてまいります。また、適宜、市場環境・資本効率を勘案して自己株式の取得も検討してまいります。

これにより、積極的かつ安定的な配当の継続を重視し、株主の皆様への持続的かつ着実な利益還元を図ってまいります所存であります。

なお、当社は2025年5月9日開催の取締役会決議により配当政策の基本方針を変更しており、当期より上記方針を適用しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき1株あたりの普通配当110.00円の配当（内中間配当50.00円）を実施することを決定しました。

この結果、当期の配当性向は45.11%となりました。当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,993	6,531	78,661	△3,625	86,560
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,351		△3,351
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,643		8,643
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		217		1,250	1,467
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	217	5,291	1,249	6,758
当連結会計年度末残高	4,993	6,748	83,953	△2,375	93,319

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	476	27	421	53	980	180	1,517	89,239
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△3,351
親会社株主に帰属する 当期純利益								8,643
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								1,467
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	210	132	106	49	499	△146	200	553
当連結会計年度変動額合計	210	132	106	49	499	△146	200	7,311
当連結会計年度末残高	687	160	528	103	1,479	33	1,717	96,550

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

7社  
株式会社ドウシシャロジスティクス  
ライフネット株式会社  
株式会社カリンピア  
オリオン株式会社  
株式会社サンアドシステム  
麗港控股有限公司  
連雲港花茂実業有限公司

##### ・連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計期間に当社は、株式会社サンアドシステムの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計期間に当社の子会社である麗港控股有限公司は、保有するその子会社（当社孫会社）である仁弘倉庫シンセン有限公司の全株式を売却したため、同社の子会社を連結の範囲から除外しております。

##### 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

株式会社ドウシシャ・スタッフサービス  
一志商貿（上海）有限公司  
他8社

##### ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社10社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社10社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社サンアドシステムの決算日は8月31日、また、連雲港花茂実業有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

- ・デリバティブ
- ・棚卸資産

移動平均法による原価法を採用しております。

時価法を採用しております。

当社及び国内連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

その他の有形固定資産 2～50年

- ・無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ・役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ・賞与引当金

国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点並びに収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループの主たる事業は開発型ビジネスモデルと卸売型ビジネスモデルから成り、開発型ビジネスモデルの履行義務の内容は、自社で商品企画から開発、販売までを手掛けるメーカー機能のビジネスモデルであり、履行義務はA&V関連、家電・家庭用品、日用雑貨、収納関連、衣料、食品・酒類、均一商品等を顧客に引き渡すことであります。また、卸売型ビジネスモデルの履行義務の内容は、国内外のメーカーから商品を仕入れて販売又は加工並びに加工受託し販売する調達・加工機能のビジネスであり、履行義務は時計や鞆関連及びアソートギフト等を顧客に引き渡すことであります。いずれの履行義務も顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を顧客に引き渡すものであることから、商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該引渡時点で収益を認識しております。なお、主な国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格は、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重要な金融要素、現金以外の対価などを考慮して算定しておりそれぞれのビジネスモデルにおける取引価格は以下のとおりであります。

当社グループの主たる事業である開発型ビジネスモデルの取引価格は、値引きヤリバート、センターフィーについてその発生額を見積もり、それらを考慮して算定しております。その見積り内容は、当該ビジネスモデルにおける契約条件や取引慣行、過去の取引実績を考慮すると、発生すると想定される変動対価のパターンは限定的である

ため、最も発生する可能性が高いと考えられる単一の金額による方法で見積もりをしております。また、卸売型ビジネスモデルの取引価格についても、値引きやリベート、センターフィーについてもその発生額を見積もり、それらを考慮して算定しております。その見積もり内容は、当該ビジネスモデルにおける契約条件や取引慣行、過去の取引実績を考慮すると、発生すると想定される変動対価のパターンは限定的であるため、最も発生する可能性が高いと考えられる単一の金額による方法で見積もりをしております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

1. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### 3. 重要なヘッジ会計の処理方法

- ・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約取引につき振当処理の要件を満たした場合には振当処理によっております。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象

  - ヘッジ手段

  - ヘッジ対象

- ・ヘッジ方針

為替予約取引

外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引

為替予約取引については、原則として、全ての外貨建取引につきフルヘッジする方針であります。

- ・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段につき、明らかに有効性が図られていると認められる場合を除き、各々の損益またはキャッシュ・フローの変動累計額を比較する方法により行っております。

- ・その他

当社の内部規程で定める「業務分掌規程」に基づき、ヘッジ有効性評価等デリバティブ取引の管理は、財務経理部が担当しており、デリバティブの実行状況及びヘッジ有効性の評価は、定期的にまた必要あるごとに取締役会に報告することとしております。

### 4. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとに検討し、20年以内で均等償却を行っております。

## 2. 未適用の会計基準等

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

### ① 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### ② 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

### ③ 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解

当社グループは、開発型ビジネスモデル、卸売型ビジネスモデル及びその他の事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、「開発型ビジネスモデル」は自社で商品企画から開発、販売までを手掛ける「メーカー機能」のビジネスであり、家電・家庭用品、日用雑貨、収納関連、衣料、食品・酒類等があり、「卸売型ビジネスモデル」は国内外のメーカーから商品を仕入れて販売又は加工並びに加工受託し販売する「調達・加工機能」のビジネスであり、時計や鞆関連を中心とした海外の「有名ブランド品」と、自社オリジナルのアソートギフトを中心とした「NB加工品」に大別されます。また「その他」の事業は、不動産事業、物流事業、介護福祉事業、PS事業及び海外子会社等を含んでおります。

また、各事業の売上高の内、顧客との契約から生じる収益は開発型ビジネスモデルが69,808百万円、卸売型ビジネスモデル47,818百万円及びその他の事業2,753百万円であり、その他の収益はその他の事業153百万円であります。

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

##### ①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	349百万円
売掛金	14,845百万円
電子記録債権	1,417百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	7百万円
売掛金	14,493百万円
電子記録債権	1,312百万円
契約資産(期首残高)	－百万円
契約資産(期末残高)	－百万円
契約負債(期首残高)	75百万円
契約負債(期末残高)	134百万円

連結貸借対照表において、契約資産はありません。また、契約負債は流動負債のその他に含まれております。

契約負債は、主として商品又は製品の引渡時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

##### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,060百万円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	5,500百万円
借入実行残高	一百万円

5,500百万円

(3) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額 134百万円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びその他の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「3. 収益認識に関する注記」の「(1) 収益の分解」に記載しております。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末の株式数 (千株)
普通株式	37,375	—	—	37,375

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末の株式数 (千株)
普通株式 (注)	2,296	0	792	1,504

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株であります。  
2. 普通株式の自己株式の減少792千株は、2022年6月29日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストックオプションの権利行使に伴い、自己株式の処分を実施した792千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,578	45.0	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	1,773	50.0	2025年9月30日	2025年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催予定の第50回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 2,152百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 60.0円
- ・基準日 2026年3月31日
- ・効力発生日 2026年6月29日

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

- ・普通株式 184,400株

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は信用リスクに晒されており、当該リスクに関しましては、債権管理回収実施手順書等に従い、各主管部門におけるダイレクターが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先等相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は外貨建営業債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを軽減又は回避を目的とした、為替予約取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4)会計方針に関する事項⑤その他連結計算書

類作成のための重要な事項3.「重要なヘッジ会計の処理方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、取引を継続的に行っている銀行とのみ取引を行っております。

資金調達に係る流動性リスクにつきましては、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等と認められるものは次表には含めておりません（(\*2)をご参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権ならびに買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 その他有価証券 (*2)	2,316	2,316	—
資産計	2,316	2,316	—
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されているもの	234	234	—
デリバティブ取引計	234	234	—

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(\*2) 市場価格のない株式等と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	2,316	—	—	2,316
デリバティブ取引（*1）	—	234	—	234

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるもの（予定取引をヘッジ対象としているものを除く。）は、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,642円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 243円86銭   |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	百万円	( 負 債 の 部 )	百万円
流 動 資 産	82,481	流 動 負 債	11,852
現金及び預金	58,116	買掛金	6,178
受取手形	7	リース債務	105
電子記録債権	1,256	未払金	2,234
売掛金	13,498	未払費用	328
商品及び製品	7,924	未払法人税等	2,142
前渡金	280	役員賞与引当金	118
前払費用	222	賞与引当金	86
その他の	1,177	前受金	130
貸倒引当金	△1	預り金	92
固 定 資 産	19,422	前受収益	14
有 形 固 定 資 産	13,089	その他の	421
建築物	5,932	固 定 負 債	1,011
構築物	138	リース債務	323
機械装置	65	退職給付引当金	616
車両運搬具	0	資産除去債務	10
器具備品	28	その他の	60
土地	6,601	負 債 合 計	12,864
リース資産	323	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	308	株 主 資 本	88,175
借地権	14	資 本 金	4,993
商標権	2	資 本 剰 余 金	6,748
ソフトウェア	177	資本準備金	5,994
リース資産	105	その他資本剰余金	753
その他の	7	利 益 剰 余 金	78,809
投資その他の資産	6,025	利益準備金	166
投資有価証券	2,308	その他利益剰余金	78,643
関係会社株式	2,046	圧縮記帳積立金	10
従業員に対する長期貸付金	1	別途積立金	66,100
関係会社長期貸付金	494	繰越利益剰余金	12,533
破産更生債権等	9	自 己 株 式	△2,375
長期前払費用	1	評価・換算差額等	830
繰延税金資産	86	その他有価証券評価差額金	684
その他の	1,087	繰延ヘッジ損益	146
貸倒引当金	△10	新 株 予 約 権	33
資 産 合 計	101,904	純 資 産 合 計	89,040
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	101,904

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		112,024
商品期首棚卸高	7,630	
当期商品仕入	78,215	
商品期末棚卸高	85,846	
商品売上原価	7,924	
売上総利益		77,922
販売費及び一般管理費		34,101
営業利益		23,132
営業外収益		10,969
受取利息	162	
受取配当金	859	
債務勘定整理益	3	
関係会社受取業務管理料	21	
為替差益	1	
助成金収入	1	
協賛金収入	39	
その他	74	1,164
営業外費用		
支払利息	0	
支払手数料	5	
支払補償費	9	
その他	8	24
経常利益		12,109
税引前当期純利益		12,109
法人税、住民税及び事業税	3,335	
法人税等調整額	17	3,352
当期純利益		8,757

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 圧縮記帳 積立金	利 益 別 途 積立金	剰 余 繰越利益 剰余金	剰 余 繰越利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,993	5,994	536	6,531	166	11	62,600	10,627	73,404	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当								△3,351	△3,351	
圧縮記帳積立金の取崩						△0		0	－	
別 途 積 立 金 の 積 立							3,500	△3,500	－	
当 期 純 利 益								8,757	8,757	
自 己 株 式 の 取 得										
自 己 株 式 の 処 分			217	217						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	217	217	－	△0	3,500	1,906	5,405	
当 期 末 残 高	4,993	5,994	753	6,748	166	10	66,100	12,533	78,809	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3,625	81,303	473	43	517	180	82,001
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△3,351					△3,351
圧縮記帳積立金の取崩		－					－
別 途 積 立 金 の 積 立		－					－
当 期 純 利 益		8,757					8,757
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分	1,250	1,467					1,467
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			210	102	313	△146	166
当 期 変 動 額 合 計	1,249	6,872	210	102	313	△146	7,038
当 期 末 残 高	△2,375	88,175	684	146	830	33	89,040

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式
- ② その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等以外のもの
  - ・市場価格のない株式等
- ③ デリバティブ
- ④ 棚卸資産

移動平均法による原価法を採用しております。

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。  
時価法を採用しております。

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、当社の1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

その他有形固定資産 2～50年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ

れ発生翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点並びに収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の主たる事業は開発型ビジネスモデルと卸売型ビジネスモデルから成り、開発型ビジネスモデルの履行義務の内容は、自社で商品企画から開発、販売までを手掛けるメーカー機能のビジネスモデルであり、履行義務はA&V関連、家電・家庭用品、収納関連、衣料、食品・酒類、均一商品等を顧客に引き渡すことであります。また、卸売型ビジネスモデルの履行義務の内容は、国内外のメーカーから商品を仕入れて販売又は加工並びに加工受託し販売する調達・加工機能のビジネスであり、履行義務は時計や鞆関連及びアソートギフト等を顧客に引き渡すことであります。いずれの履行義務も顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を顧客に引き渡すものであることから、商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該引渡時点で収益を認識しております。なお、主な国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格は、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重要な金融要素、現金以外の対

価などを考慮して算定しておりそれぞれのビジネスモデルにおける取引価格は以下のとおりであります。

当社の主たる事業である開発型ビジネスモデルの取引価格は、値引きやリベート、センターフィーについてその発生額を見積もり、それらを考慮して算定しております。その見積もり内容は、当該ビジネスモデルにおける契約条件や取引慣行、過去の取引実績を考慮すると、発生すると想定される変動対価のパターンは限定的であるため、最も発生する可能性が高いと考えられる単一の金額による方法で見積もりをしております。また、卸売型ビジネスモデルの取引価格についても、値引きやリベート、センターフィーについてその発生額を見積もり、それらを考慮して算定しております。その見積もり内容は、当該ビジネスモデルにおける契約条件や取引慣行、過去の取引実績を考慮すると、発生すると想定される変動対価のパターンは限定的であるため、最も発生する可能性が高いと考えられる単一の金額による方法で見積もりをしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約取引につき振当処理の要件を満たした場合には振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約取引

外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引

・ヘッジ方針

為替予約取引については、原則として全ての外貨建取引につきフルヘッジする方針であります。

・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段につき、明らかに有効性が図られていると思われる場合を除き、各々の損益又はキャッシュ・フローの変動累計額を比較する方法によっております。

## 2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 8,092百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |          |
| ① 短期金銭債権                        | 1,098百万円 |
| ② 短期金銭債務                        | 1,047百万円 |
| (3) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約      |          |

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	5,500百万円
借入実行残高	—百万円
	<hr/>
	5,500百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 518百万円   |
| ② 仕入高        | 892百万円   |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 7,389百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 865百万円   |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式 (注)	2,296	0	792	1,504

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少792千株は、2022年6月29日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストックオプションの権利行使に伴い、自己株式の処分を実施した792千株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	125百万円
商品評価損	5百万円
貸倒引当金	3百万円
退職給付引当金	194百万円
投資有価証券評価損	34百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円
関係会社株式評価損	39百万円
その他	82百万円
繰延税金資産合計	485百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△314百万円
繰延ヘッジ損益	△67百万円
その他	△12百万円
繰延税金負債合計	△399百万円
繰延税金資産の純額	86百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	麗港控股有限公司	115,610千HK \$	貿易業	(所有) 直接 50%	当社輸入商品の検品業務及び海外物流業務の委託 役員の兼任	商品仕入 (注) ①	572	前渡金	—
								買掛金	128
	株式会社 ドウシヤロ ジスティクス	50百万円	物流事業	(所有) 直接 100%	物流業務の委託 役員の兼任	運賃・ 倉庫料等 (注) ③	6,329	未払金	559
						資金援助 の貸付 (注) ②		—	貸付金
	オリオン㈱	100百万円	P S 事業	(所有) 直接 100%	製品開発業務の委託 役員の兼任	資金援助 の貸付 (注) ②	—	貸付金	514
						商品仕入 (注) ①		25	未払金

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ①仕入価格は、取引の都度決定しており、市場の実勢価格を勘案して決定しております。

②資金の貸付については、市場の金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

③運賃・倉庫料等は、市場の実勢価格を勘案して決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	エムエス商事㈱	15百万円	不動産の賃貸業、損害保険代理店業務	(被所有) 直接35.4%	不動産の貸借 役員の兼任	賃借料の支払 (注) ①	177	前払費用	16
	通販ドットT O K Y O ㈱	11百万円	ネット通販	—	当社商品の販売	商品売上 (注) ②	383	売掛金	54

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ①賃借料の支払については、不動産鑑定評価額に基づき決定しております。

②商品売上については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,481円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 247円07銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社ドウシヤ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉持 豪人  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドウシヤの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドウシヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社ドウシシャ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉持 豪人  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドウシシャの2025年4月1日から2026年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室、法務部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、事業の実態を調査するとともに質問等を行いました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3 後発事象

重要な後発事象はありません。

2026年5月12日

株式会社ドウシシャ 監査役会

常 勤 監 査 役 藤 本 利 博 ㊟

監 査 監 査 役 鈴 鹿 良 夫 ㊟  
( 社 外 監 査 役 )

監 査 監 査 役 東 辻 淳 次 ㊟  
( 社 外 監 査 役 )